

令和6年能登半島地震、
令和6年奥能登豪雨における
災害廃棄物対応

令和6年11月21日



石川県生活環境部資源循環推進課

令和6年能登半島地震の被害状況

- **令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方の深さ16kmでM7.6の地震（最大震度7）が発生**し、石川県輪島市及び志賀町で震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6強や6弱の揺れを観測し、**甚大な被害が発生**した
- また、能登地方で大津波警報が発表され、**珠洲市や能登町で4m以上の津波浸水高を観測**するなど、能登半島の広い地域で津波による浸水が認められた

気象庁【特集】石川県能登地方の地震活動（令和6年1月 地震・火山月報（防災編）から抜粋）より

市町名	人的被害(人)					住家被害(棟)					非住家被害(棟)			
	死者	うち災害関連死※	行方不明者	負傷者		小計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他
				重傷	軽傷									
金沢市					9	9	31	245	10439			10715		182
七尾市	35	30			3	38	511	4787	11029			16327	調査中	3671
小松市	1	1			1	2	1	77	5983			6061		
輪島市	167	67	3	213	303	686	2295	3909	4274			10478	199	11469
珠洲市	137	40		47	202	386	1745	2071	1751			5567	調査中	6080
加賀市							14	52	3333			3399		
羽咋市	3	2			7	10	61	486	3151			3698	61	461
かほく市							9	245	2912			3166		235
白山市	1	1			2	3			956			956		
能美市				1		1	1	13	2345			2359	9	
野々市市					1	1			379			379		
川北町									68			68		
津幡町				2		2	9	83	3234			3326		39
内灘町	4	4		6		10	123	563	1891			2577	29	630
志賀町	17	15		7	97	121	558	2445	4429	6	5	7443	6	3982
宝達志水町							12	78	1729			1819		141
中能登町	1	1		5	1	7	55	897	3220			4172	1	1426
穴水町	34	14		33	225	292	388	1294	1658			3340	調査中	2437
能登町	41	39		28	25	94	253	960	4518			5731	25	3740
計	441	214	3	342	876	1662	6066	18205	67299	6	5	91581	330	34493

2 令和6年奥能登豪雨の被害状況

- **令和6年9月21日から22日**にかけて、日本海の低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、**線状降水帯が発生するなど猛烈な雨**が降り続き、**能登北部を中心に記録的な大雨が発生**
- **浸水害、洪水害、土砂災害が発生**し、令和6年能登半島地震による復旧、復興が続く被災地では、**河川の氾濫や土石流等により、住家被害や停電、断水等ライフラインに被害が発生し、道路の通行止め、鉄道の運休等の交通障害も発生**

令和6年10月4日 金沢地方気象台「令和6年9月21日から23日の大雨に関する石川県気象速報」より抜粋

市町名	人的被害(人)					住家被害(棟)						非住家被害(棟)	
	死者	行方不明者	負傷者		小計	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他
			重傷	軽傷									
七尾市										3	3		
輪島市	10	0	1	34	45	59	442	41	233	702	1477	18	調査中
珠洲市	3			9	12	9	58	2	13	158	240	調査中	103
内灘町										1	1		
志賀町													
穴水町													2
能登町	2		1	2	5				13	231	244		3
計	15	0	2	45	62	68	500	43	259	1095	1965	18	108

※ 非住家被害については半壊以上のみ記載

石川県危機対策課発表 被害等の状況について (第30報) 【2024年11月12日14時00分現在】より

3 災害廃棄物の処理主体等

- 災害廃棄物とは、① 自然災害に直接起因して発生する廃棄物※のうち、② 生活環境保全上の支障へ対処するため、③ 市区町村等がその処理を実施するもの（国庫補助による財政支援措置あり）

災害廃棄物対策指針（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）より

- 災害廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であるため、一般廃棄物に区分される
（廃棄物処理法第2条第2項）
- 一般廃棄物は、市町村が収集、運搬及び処分を実施しなければならない
（廃棄物処理法第6条の2第1項）
- 国は、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる
（廃棄物処理法第22条）

※廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、① その物の性状、② 排出の状況、③ 通常の見扱形態、④ 取引価値の有無及び⑤ 占有者の意思などを総合的に勘案して判断すべきもの

発災直後

仮設トイレ等のし尿・避難所ごみの処理

収集運搬車・処分先の確保など

避難所から帰宅期

生活ごみ・片付けごみの処理

仮置場の開設、収集運搬車・処分先の確保など

復旧期

公費解体の推進

制度設計（要綱策定等）、申請受付体制の整備、
補償コンサルタントや解体事業者との契約・調整、仮置場の拡充など

●令和7年10月の公費解体完了に向け、取組を加速化！

5 公費解体の概要

- 被災した建物の所有者の申請に基づき、市町が所有者に代わって解体・撤去を実施
- 市町は、損壊家屋等の解体撤去について、必要に応じて災害時応援協定に基づき、石川県構造物解体協会に協力を要請
- 市町は、仮置場の設置・運営及び災害廃棄物の処理について、必要に応じて災害時応援協定に基づき、石川県産業資源循環協会に要請

- 実施市町 能登北部： 珠洲市、輪島市、能登町、穴水町
能登中部： 七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町
石川中央： かほく市、津幡町、内灘町、金沢市
南加賀： 小松市、能美市、加賀市 (16市町)
- 対象建物 「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と認定された建物
(補助対象は、特定非常災害の指定を受け、「全壊」から「半壊」以上に拡充)
※ 豪雨も特例的に同水準の財政支援
- 解体棟数 約32,410棟
- 解体期間 R6年3月～R7年10月
(解体廃棄物の処理完了 R8年3月)

被災者の生活再建を最優先とし、 適正かつ円滑・迅速な処理を行う

石川県災害廃棄物処理の基本方針 (R6. 2. 6策定)
石川県災害廃棄物処理実行計画 (R6. 2. 29策定)
公費解体加速化プラン (R6. 8. 26策定)



6 公費解体の状況（11/11速報値）

市町	申請棟数※	着手棟数※	完了棟数	解体状況		
				公費解体	緊急解体	自費解体
珠洲市	6,829	4,454	2,612	2,490	109	13
輪島市	9,860	5,975	1,679	1,437	222	20
能登町	2,917	1,851	807	780	2	25
穴水町	2,514	1,532	936	925	0	11
七尾市	4,013	2,641	787	569	0	218
志賀町	3,688	2,475	869	670	9	190
その他	2,562	1,518	814	560	4	250
合計	32,383	20,446	8,504	7,431	346	727

解体完了は、家屋等の解体が終了したものを示す。

ただし、珠洲市、能登町及び七尾市は、解体完了後の所有者との立会を終えた棟数を示す。

※ 緊急解体・自費解体を含む

7 公費解体に係る環境省からの主な通知等

- 1/ 1 災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について
- 1/11 災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について
- 1/29 令和6年能登半島地震により損壊した所有者不明家屋の解体について
- 1/29 公費解体・撤去マニュアル第1版
- 2/21 公費解体・撤去マニュアル第2版
 - 壊家屋等の解体に係る法的整理を参考資料に追加
- 3/26 公費解体・撤去マニュアル第3版
 - 公費解体の申請書類の考え方を追加
 - 家屋内に残置された家財・家電等の撤去の考え方を質疑応答集に追加
 - R6.3.22『「公費解体・撤去マニュアル」の補足（一部解体の補助対象）について』を参考資料に追加
- 4/15 令和6年能登半島地震により損壊した家屋等の解体に係る所有者不明建物管理制度の活用について公費解体・撤去マニュアル第4版
 - 所有者不明建物管理制度の活用について追加
 - 所有者全員の解体の同意が取れない場合の留意点について事例紹介を追加
 - 応急修理制度と公費解体制度の併用について質疑応答集の記載を修正
- 5/28 令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（環境省・法務省）
 - R6.5.28「令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について」を踏まえた記載の追加
 - 解体の際の隣地使用に関する留意点の記載の追加
- 6/ 5 公費解体・撤去マニュアル第5版
- 7/22 公費解体の加速化に向けた対応方針（石川県と連名）
- 8/26 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引きについて
- 10/23 タイムラインによる公費解体のポイントについて
- 10/25 自費解体（費用償還）におけるマニフェストについて

8 公費解体の申請書類

- **公費解体は私有財産の処分に当たる**ため、申請事務においては、**所有者の本人確認や建物情報の把握を確実に行う必要がある**
- 申請書類は、先行事例に倣い要綱等を定め、下記のとおり提出を求めているが、**登記情報連携システムを活用して添付書類の省略を図っている市町もある**
(環境省は、公費解体の申請書類について、特段の指定はしていない)

- ① 申請書
- ② 被災証明書（住家）・被災証明書（非住家）
- ③ 本人確認書類（運転免許証等）
- ④ 被災家屋等の配置図及び写真
- ⑤ 印鑑登録証明書 ※1
- ⑥ 全部事項証明書（建物） ※2

申請方法

- 対面で正確な確認を期すため窓口申請に限る市町が多いが、一部市町では郵送による申請も可
(ホームページ掲載情報)

申請者が法人の場合

- ⑦ 登記事項証明書（商業・法人登記） ※2

未登記建物の場合

- ⑧ 固定資産証明書 ※3

未登記かつ課税されていない建物の場合

- ⑨ 全部事項証明書（土地） ※2

代理人が申請する場合

- ⑩ 委任状
- ⑪ 印鑑登録証明書 ※3

相続人・共有者・権利者がいる場合、賃貸物件の場合

- ⑫ 戸籍謄本（相続人がいる場合のみ） ※3
- ⑬ 同意書
- ⑭ 印鑑登録証明書 ※3

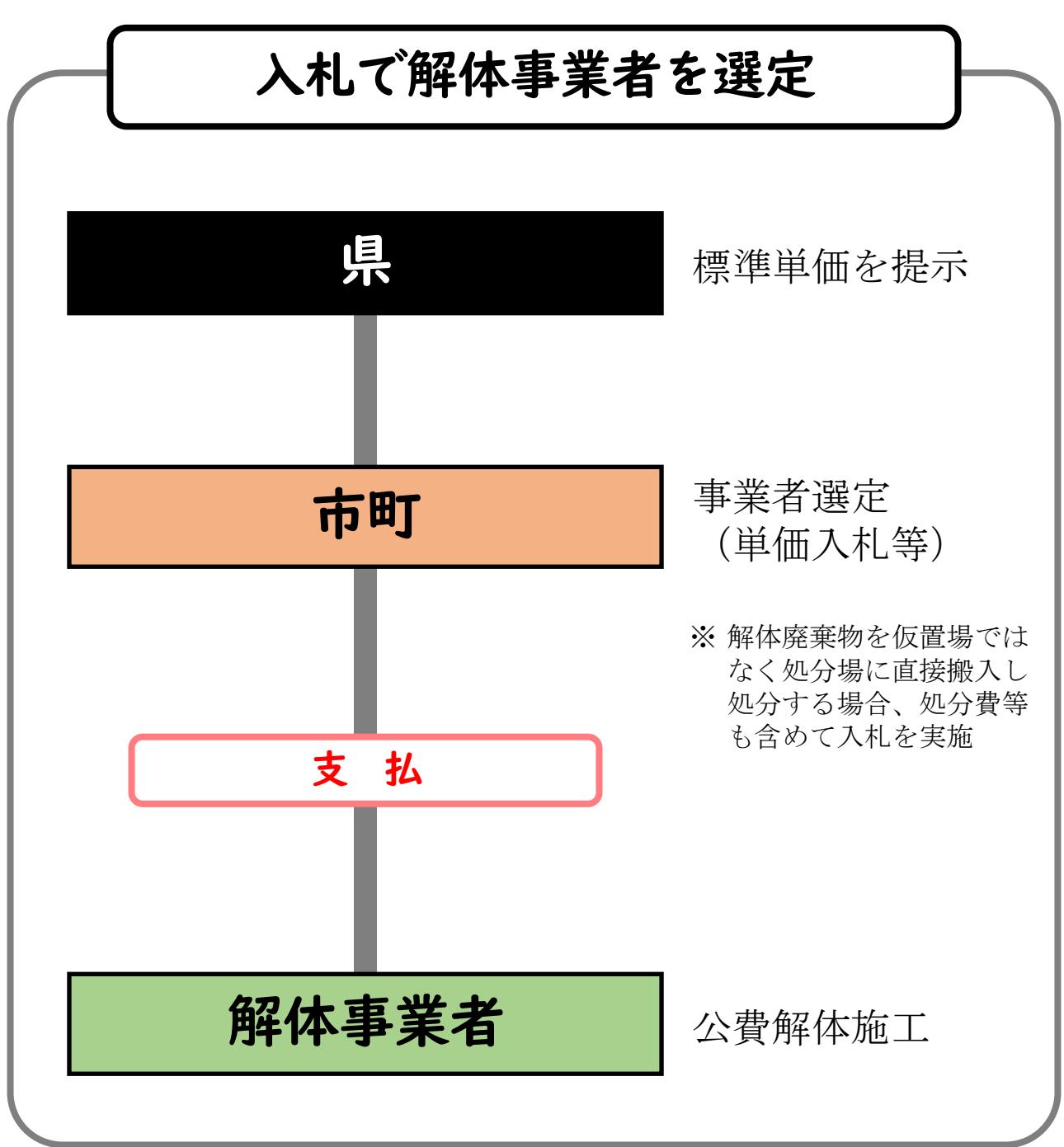
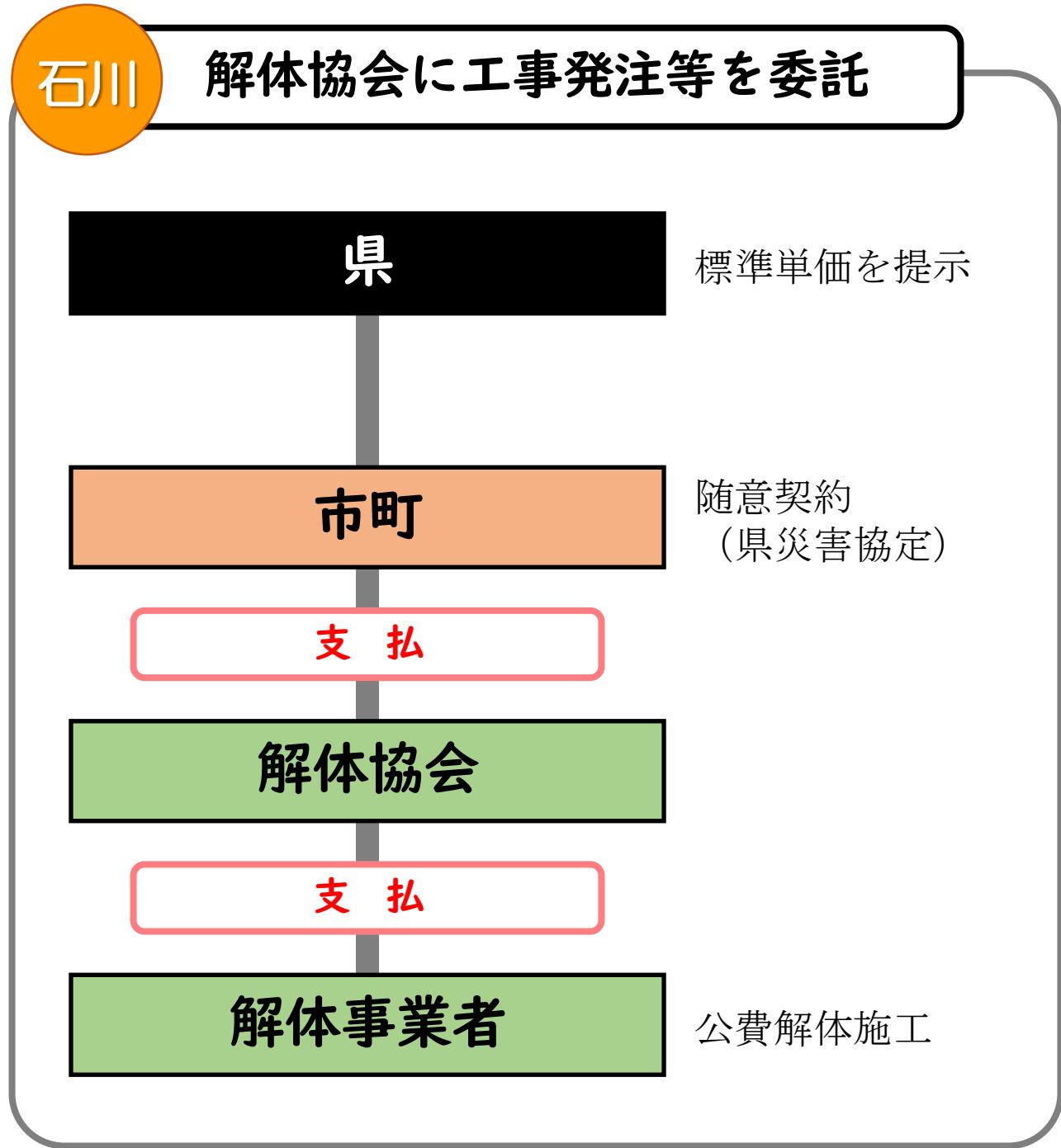
※1 申請者の印鑑登録証明書は、本人確認書類の写しの添付により省略している市町あり

※2 登記情報連携システム（法務省）を活用して確認することで省略している市町あり

※3 自市町で取得できるものは省略している市町あり

9 公費解体の発注方法

- 災害時応援協定に基づき、構造物解体解体協会に工事発注・工務調整を委託するなど、効率的に多数の公費解体を推進（申請受付分）



解体棟数が多い場合は効率的な発注が可能
H28 熊本地震 熊本市 (13,241棟) など

競争性を取り入れた解体事業者選定が可能
H30 西日本豪雨 倉敷市 (2,555棟) など

10 公費解体の標準単価

● 解体費等は、個々に設計・積算するのではなく、1延㎡当たりの標準単価により算出し、迅速に公費解体を推進

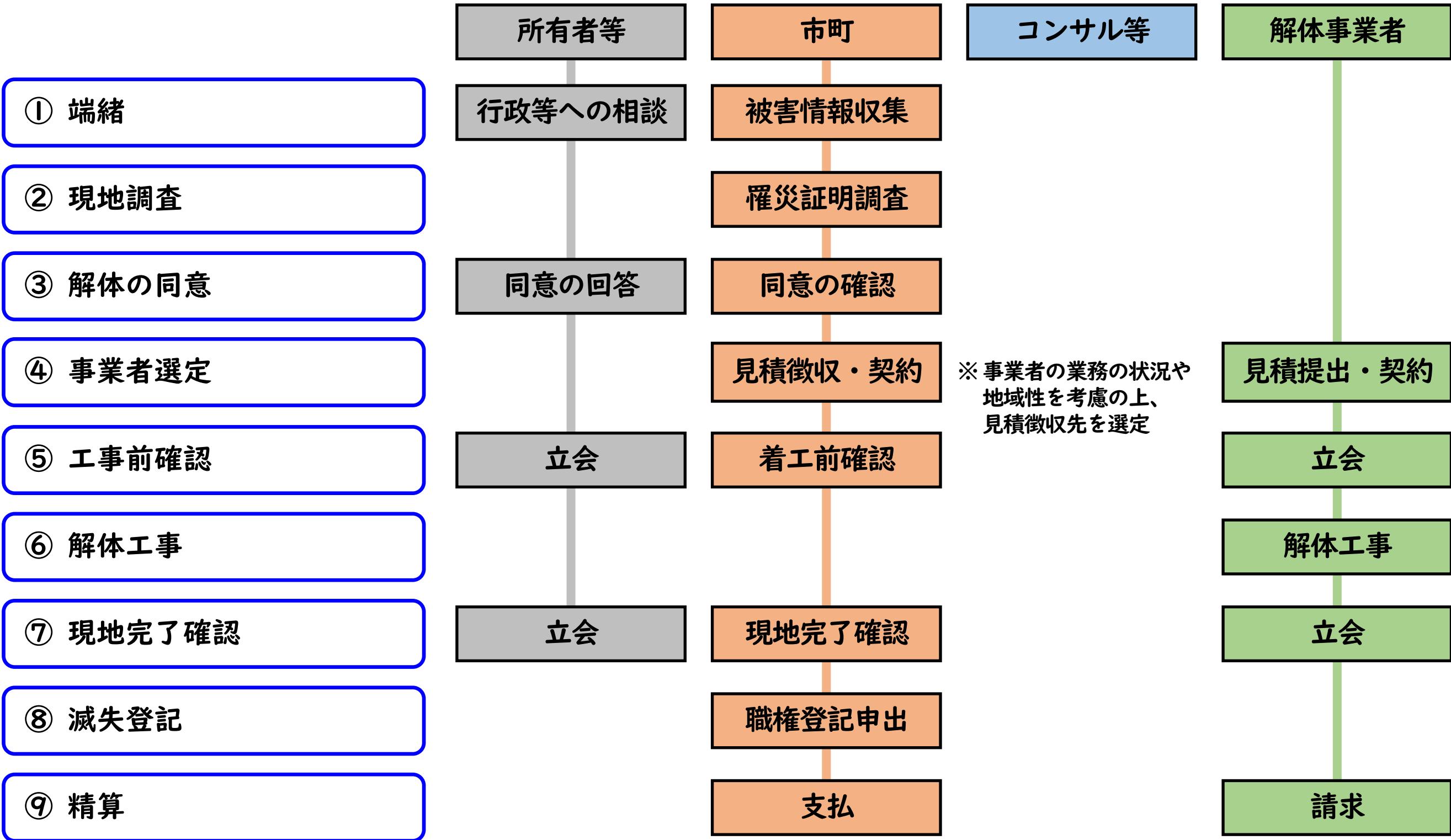
※ 標準単価は、実勢価格（事業者見積り）を踏まえ、環境省通知（R4年4月1日付け環循適発第22040117号「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」）に基づき設定（県ホームページで公表）

解体費	地上建物:木造		地上建物:非木造		基礎部分:木造		基礎部分:非木造	
	円/延㎡		円/延㎡		円/㎡		円/㎡	
奥能登以外	9,143		12,423		4,002		4,991	
奥能登	10,645		15,030		4,002		4,991	

運搬費	地上建物:木造			地上建物:非木造			基礎部分:木造			基礎部分:非木造		
	円/延㎡	2tダンプ	4tダンプ	10tダンプ	2tダンプ	4tダンプ	10tダンプ	2tダンプ	4tダンプ	10tダンプ	2tダンプ	4tダンプ
往復4km	1,207	944	696	1,914	1,443	929	318	239	154	460	346	223
往復8km	1,932	1,511	1,114	3,063	2,310	1,486	509	384	247	736	555	356
往復12km	2,656	2,078	1,532	4,213	3,176	2,044	700	527	339	1,012	763	491
往復16km	3,382	2,645	1,951	5,362	4,043	2,603	891	671	432	1,289	971	625
往復20km	4,106	3,211	2,370	6,512	4,909	3,161	1,083	816	525	1,565	1,179	759
往復24km	4,831	3,778	2,787	7,661	5,776	3,719	1,274	960	618	1,841	1,388	893
往復28km	5,556	4,345	3,206	8,811	6,643	4,276	1,465	1,105	710	2,117	1,596	1,028
往復32km	6,281	4,912	3,624	9,961	7,509	4,834	1,656	1,248	803	2,394	1,804	1,161
往復36km	7,005	5,479	4,043	11,109	8,376	5,392	1,846	1,392	897	2,670	2,013	1,296
往復40km	7,730	6,046	4,460	12,257	9,242	5,951	2,038	1,537	989	2,946	2,221	1,430
往復44km	8,455	6,613	4,879	13,410	10,109	6,509	2,229	1,681	1,082	3,223	2,429	1,564
往復48km	9,180	7,181	5,298	14,556	10,976	7,066	2,420	1,825	1,175	3,498	2,638	1,698
往復52km	9,904	7,747	5,716	15,706	11,843	7,624	2,611	1,969	1,267	3,775	2,846	1,831
往復56km	10,629	8,315	6,134	16,859	12,708	8,182	2,803	2,113	1,360	4,052	3,054	1,966
往復60km	11,355	8,881	6,553	18,011	13,575	8,741	2,995	2,257	1,453	4,328	3,262	2,101

II 公費解体の手続（緊急解体分）

※ 倒壊して二次災害が発生するおそれがある場合など

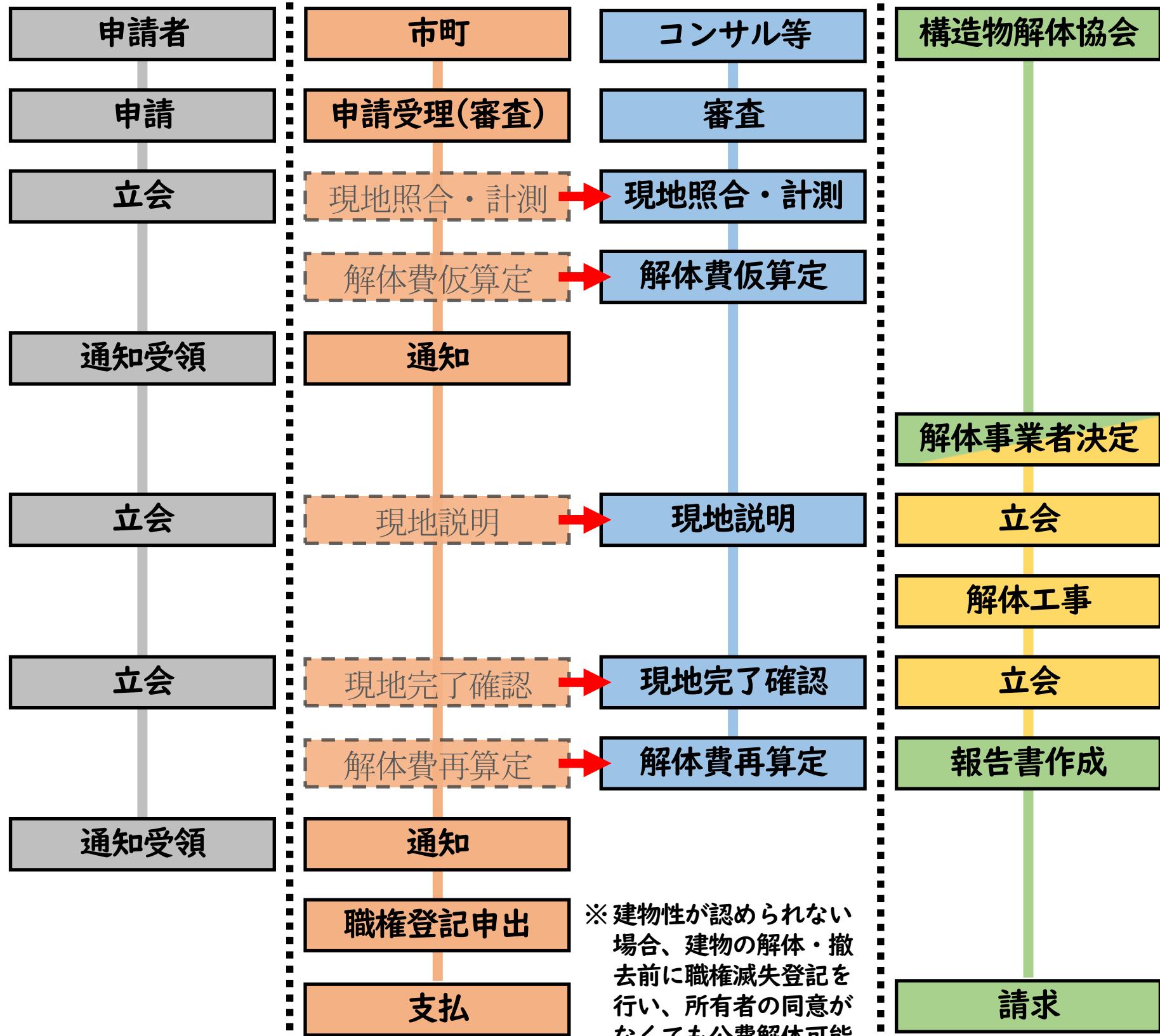


緊急解体の
主な留意点

- ① 所有者、共有者、相続人、抵当権等の権利者など関係者の同意をとること
- ② 見積徴収等により解体・撤去が適正であることを確認すること
- ③ 補助対象（全壊・半壊）に該当することを確認すること

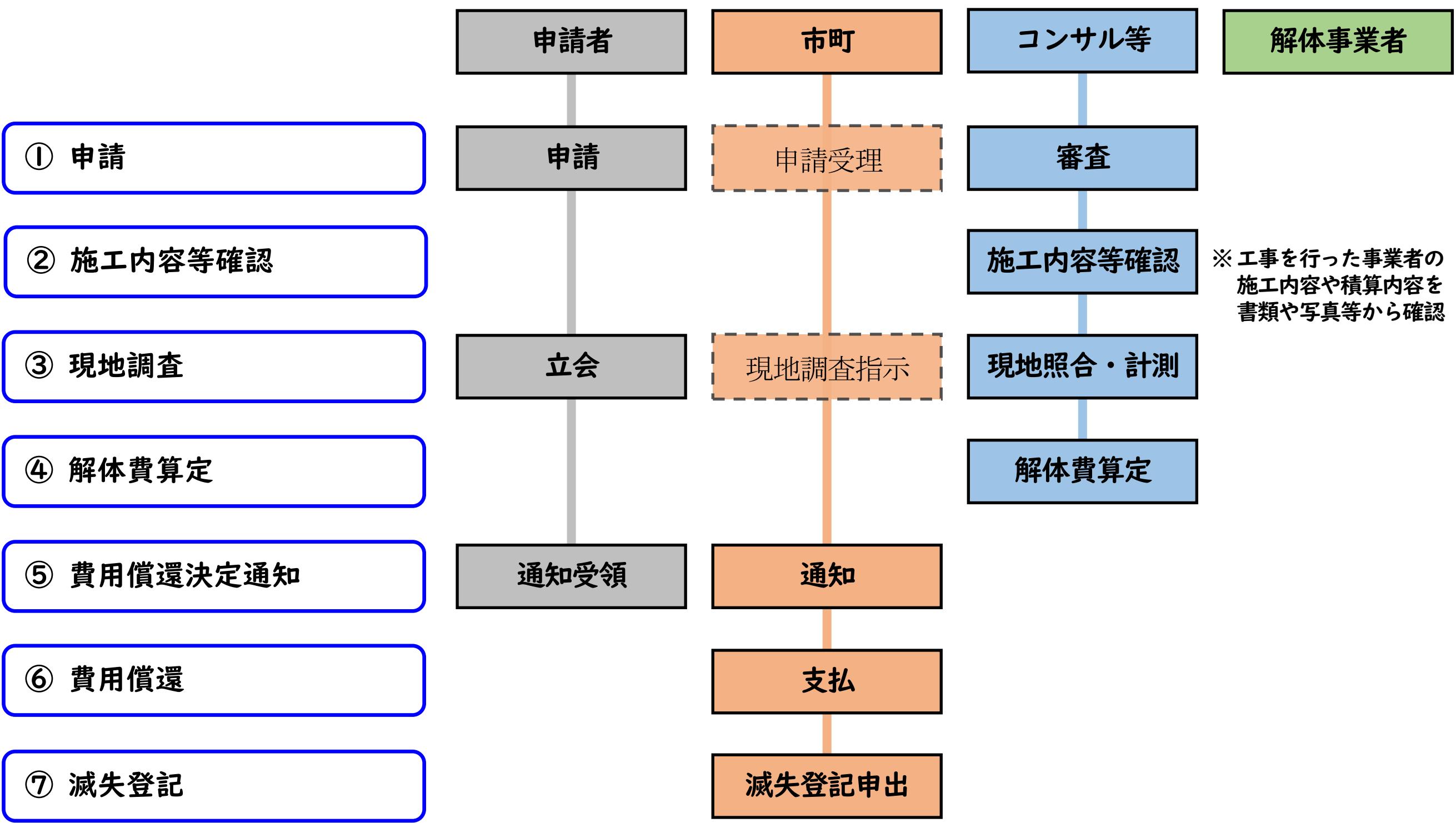
12 公費解体の手続（申請受付分）

- ① 申請
- ② 現地調査
- ③ 解体費仮算定
- ④ 解体決定通知
- ⑤ 事業者選定
- ⑥ 現地立会
- ⑦ 解体工事
- ⑧ 現地完了確認
- ⑨ 完了報告・解体費再算定
- ⑩ 解体完了通知
- ⑪ 滅失登記
- ⑫ 精算



※ 建物性が認められない場合、建物の解体・撤去前に職権滅失登記を行い、所有者の同意がなくても公費解体可能 (R6.5.28環境省・法務省事務連絡)

13 公費解体の手続（費用償還分）



費用償還で
トラブルに
なった事例

- ① 悪質事業者に、市町が算定した費用償還額を超える高額な費用を支払わされた。
- ② 増築分など未登記の建物で、解体前の写真や面積を証明するものがなく、費用償還できなかった。
- ③ 単体の工作物など公費解体の対象外の解体・撤去に要するものは、費用償還できなかった。
- ④ 解体廃棄物の処分費で、マニフェスト等の必要書類がないものは、費用償還できなかった。 など